

講演資料

「京都府及び国の動向について」



【ねらい】

虐待が減少しない現状を踏まえ、社会全体(オール京都)で子どもを虐待から守る取組を強化し、全ての子どもが夢や希望を持ち成長できる京都府づくりを進める。

【主な内容】

基本理念等

- 子どもの生命を最優先
- 市町村、関係機関、支援団体等との連携・協働 等

一体的な施策推進

未然防止・早期発見・早期対応

- 母子保健事業との連携強化等による支援の充実 等

虐待を受けた子どもへの支援

- DV、性暴力で被害を受けた子どもへのケアを強化
- 子どもへ意向を確認することによる適切な措置

再発防止

- 虐待が繰り返されないよう保護者への支援を強化
- 地域における見守り活動の充実

自立支援

- 施設入所中から退所後までの切れ目のない支援

支援体制の強化

- 府児童相談所の機能強化や人材の育成 等

【特徴】

○保護者への支援など、未然防止や再発防止の取組を強化

○虐待による将来の心身への影響を解消するため、心のケアなど支援を徹底

全国初

性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)と密接に連携し、性的虐待への対応を強化

京都府子どもを虐待から守る条例案 概要

区分		ポイント	狙い
前文		子どもを虐待から守る取組を各主体が一層強化	法改正等の様々な取組をもっても虐待が後を絶たないことから、条例を制定し、各主体の取組を一層強化することにより虐待から子どもを断固として守る
【第1章】 責務・役割		府・市町村及び関係機関等の連携、保護者の体罰の禁止	府・市町村及び関係機関等が連携し、各主体が子どもを虐待から守る取組を強化、体罰によらない子育ての推進を発信
基本理念		虐待を社会全体で防止	虐待は、いかなる理由があっても許されるものではないことの周知を徹底し、子どもの生命や最善の利益を社会全体で守る
子どもを虐待から守るための施策	【第2章】 未然防止	市町村母子保健事業との連携	妊娠期から出産後まで各段階に応じた切れ目ない支援を強化
		予期しない妊娠の防止、支援	関係機関等と連携し、思春期を迎える前からの性教育を充実、予期しない妊娠に悩む妊婦への支援を強化
	早期発見・ 早期対応	子どもが相談しやすい環境を整備	虐待を受けている子どもは、声を上げにくい状況であることから、子どもがいつでも相談しやすい環境を整備
		子どもの性被害への支援を強化	性被害は子どもの心身の発達や将来に重大な影響を及ぼすことから、トラウマの解消等を目指し、関係機関等との連携を強化
	虐待を受けた子どもへの支援	子どもの意見尊重、子どもの権利及び最善の利益を最優先	里親委託・施設入所中の子どもや一時保護を行った子どもから意見を聴く機会の確保、第三者が評価できる仕組みの構築
	再発防止	再発防止のための取り組みを強化	虐待の繰り返しは、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすことから、市町村や関係機関等との連携や取組を強化するとともに、地域での見守り活動を充実
	自立支援	社会的養護の充実のため、里親制度を推進	家庭的な養育の充実を図るため、里親制度の普及啓発や、里親の育成を図り、里親委託を推進
		自立に向けた継続的支援	里親委託・施設入所中から解除・退所後までの切れ目のない自立支援を強化し、子どもが施設等から退所後も、安心して相談できる環境整備を図るなど支援を強化
【第3章・4章】 支援体制の強化等		児童相談所の機能強化	地理的条件や交通事情、人口動向等を踏まえ、一時保護を含む児童相談所の機能を適切に発揮できる相談支援体制を確保
		調査研究、財政上の措置	施策及び取組を効果的に推進するための方策について調査研究を行い、必要な財源を確保



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)」(令和3年9月)

平成31年4月1日～令和2年3月31日までの12か月に

◆全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数 **205,029件**(速報値)で過去最多。

◆把握された子ども虐待による死亡72事例(78人)

〔内訳〕 心中除く虐待死 56事例(57人) 心中16事例(21人)

◆虐待死事例の子どもの年齢(心中除く)

0歳...28人(49.1%) うち0か月児が11人(0歳のうち39.3%)

<概要>

- ・加害者 実母:30人/52.6% 実父:3人/5.3%
- ・直接の死因 「頭部外傷」7人(12.3%)
- ・動機「保護を怠ったことによる死亡」9人(15.8%)
- ・背景「予期しない/計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」「遺棄」等



虐待が子どもに与える影響

身体的影響	<ul style="list-style-type: none"> ◆暴力による外傷、経験不足 →後遺症、運動機能や言語などの遅れ ◆栄養不足、偏った栄養 →身体の発育不全、慢性的な病気や体力の低下 ◆過度のストレス、緊張状態 →成長ホルモンの分泌が妨げられる
知的発達面への影響	<ul style="list-style-type: none"> ◆安心できない環境により、学習に集中できない ◆養育環境がままならず、学校に行けない ◆子どもの知的発達に必要なやりとりが行われない →もともとの能力に比して十分な知的発達を得られない
心理的影響	<ul style="list-style-type: none"> ◆対人関係の障害、低い自己評価・罪悪感・無力感 ◆行動・感情コントロールの問題、多動 ◆精神症状(記憶障害、解離)、自傷行為、トラウマ反応 ◆偽成熟性 ◆安全感の喪失 ◆暴力での解決モデル、権力支配のモデルと保身 →乱暴、家出、自殺、非行、性的問題 →次の世代への連鎖

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和3年8月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例72例（78人）を対象とした。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

区分	第17次報告			(参考)第16次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	56(35)	16(3)	72(38)	51(22)	13(2)	64(24)
人数	57(35)	21(6)	78(41)	54(22)	19(3)	73(25)

(未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。)

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成31年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があつた事例13例（13人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第16次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)			第15次報告 (令和元年8月)			第16次報告 (令和2年9月)		
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計						
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73

1 虐待の発生予防及び早期発見

① 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化

- ・妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供
- ・予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討
- ・民間団体等と連携の上、母の生活圏における情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の展開
- ・若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信等、有効なアプローチ法の検討
- ・特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援
- ・母子保健事業の一層の活用と促進、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」との連携強化

② 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

③ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

④ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応

- ・関係機関の精神疾患に関する理解促進による適切なアセスメントと支援
- ・精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用
- ・医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有

⑤ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

- ・関係機関間で見守る場合の見守り内容及び方針の明確化など認識の統一の徹底
- ・要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用、役割分担の徹底
- ・民間の支援事業者の活用の拡大とその普及・啓発

② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

- ・援助の必要性等に関するアセスメント時の子どもの意見の聴取
- ・保護者支援プログラム活用の検討と適切な取組に向けた体制整備

3 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報に関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・転居・転園（校）前後の具体的な情報の共有、転居・転園（校）を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくり

4 母子生活支援施設入所中のリスクアセスメントと評価・支援

- ・児童相談所による積極的な関係機関への助言・情報提供
- ・児童相談所、市区町村、母子生活支援施設の連携と、各機関の情報やアセスメントを尊重しつつ統一された支援方針による対応

5 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

① 多角的・客観的なアセスメントの実施

- ・関係機関の情報を統合した家族全体のアセスメントの実施
- ・子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応

② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

6 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上

① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

- ・弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備

② 適切な対応につなげるための相談技術の向上

- ・子ども虐待で対応すべき基本的な事項について適切な対応ができているか、改めて点検を実施
- ・各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

7 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

① 検証の積極的な実施

- ・支援者の振り返りによる適切な検証の実施
- ・子どもに虐待を行った者の思いの積極的な聴取と支援策への活用

② 検証結果の虐待対応への活用

第1次から第17次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルー等)
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生リスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)における検討の対象事例になっていない
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていない
- 転居時に十分な引継ぎが行えていない
- 転居や家族関係の変化の把握ができていない
- ネグレクトの継続が事態の悪化だと捉えられていない
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かせていない
- 継続的に支援している事例について、定期的なアセスメントが適切に行われていない

※ 子どもが低年齢・未就園である場合や離婚・未婚等によりひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。